

会津大学の授業料等に関する規程

(趣旨)

第1条 会津大学のコンピュータ理工学部及び大学院並びに会津大学短期大学の入学検定料、入学料、授業料、研修料及び学位論文審査手数料(以下「授業料等」という。)に関しては、他に別段の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(入学検定料、入学料及び授業料)

第2条 会津大学のコンピュータ理工学部若しくは大学院又は会津大学短期大学部に一般学生又は科目等履修生として入学を志願する者は入学検定料を、入学する者は入学料を、在学する者は授業料を納めなければならない。

2 会津大学のコンピュータ理工学部若しくは大学院又は会津大学短期大学部に研究生として入学を志願する者は入学検定料を、入学する者は入学料を、在学する者は授業料を納めなければならない。

3 会津大学のコンピュータ理工学部若しくは大学院又は会津大学短期大学部に特別聴講学生として在学する者は、授業料を納めなければならない。

4 前三項の入学検定料、入学料及び授業料の額は別表第1のとおりとし、納入期限等は別表第2のとおりとする。

(研修料)

第3条 会津大学のコンピュータ理工学部若しくは大学院又は会津大学短期大学部に研修員を派遣しようとする者は、研修料を納めなければならない。

2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は同法第124条の2に規定する専修学校から研修員が派遣される場合における前項の研修料の額は、実験を要する部門にあっては月額36,080円、実験を要しない部門にあっては月額18,040円とする。

3 前項に規定する場合を除き、第1項の額は、月額45,100円とする。

4 第1項の研修料は、前納とする。

(学位論文審査手数料)

第4条 会津大学の大学院の博士の学位審査の審査を申請しようとする者は、学位論文審査手数料を納めなければならない。

2 前項の学位論文審査手数料の額は1件につき57,000円とし、納入期限等は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納入方法)

第5条 授業料等の納入方法は、原則として一般学生の授業料については口座振替とし、それ以外の授業料等については銀行振込とする。

(授業料の免除等)

第6条 会津大学のコンピュータ理工学部若しくは大学院又は会津大学短期大学の一般学生について、4月1日から9月30日まで(以下「前期」という。)又は10月1日から翌年の3月31日まで(以下「後期」という。)のそれぞれの期ごとに、その者が会津大学のコンピュータ理工学部若しくは大学院又は会津大学短期大学部に在学しない期間又は休学する期間がその期の全期間にわたることとなるときには、それぞれの期分の授業料を免除する。

第7条 次に掲げる場合においては、学位審査論文手数料を免除する。

(1) 会津大学の大学院の博士後期課程に在学中の者が学位の授与を申請する場合

(2) 会津大学の大学院の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、その退学の日の翌日から3年以内に学位論文審査の申請をする場合

第8条 理事長は、経済的理由により授業料等(学位論文審査手数料を除く。以下この条において同じ。)の納入が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者については、規則で定めるところにより、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又はその納入を猶予することができる。

(授業料等の不返還の原則)

第9条 前3条の規定により免除された授業料等を返還する場合を除き、既に納入された授業料等は、返還しない。ただし、理事

長は、特別に理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(授業料の特例)

第10条 会津大学短期大学部に在学する社会人入学生のうち、学則第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間に限り、第2条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に学則第4条に規定する修業年限に相当する年数を乗じて得た金額を当該在学を認められた期間の年数で除した額（その額に十円未満の端数がある場合には、これを切り上げた額）とする。

2 前項の規定により授業料の年額を定められた学生がその在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該学生が在学した期間（その期間が一年に満たない端数があるときは、一年）を乗じて得た金額から当該学生が在学した期間（学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間）に納付すべき授業料の総額を控除した金額を、第2条第4項の規定にかかわらず、理事長の指定する日までに納付しなければならない。

(料金の上限)

第11条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項で定めることとされている料金の上限については、本規程で定められている金額と同額とする。

別表第1（第2条関係）

区 分	入学検定料	入 学 料		授 業 料	
コンピュータ理工学部 部の一般学生	17,000円	福島県の住民である場合	282,000円	年 額	520,800円
		福島県の住民でない場合	564,000円		
短期大学部の一般 学生	18,000円	福島県の住民である場合	169,200円	年 額	379,200円
		福島県の住民でない場合	364,000円		
大学院の一般学生	30,000円		282,000円	年 額	520,800円
科目等履修生	9,800円		28,200円	1 単位	14,400円
研究生	9,800円		84,600円	月 額	28,900円
特別聴講学生				1 単位	14,400円

- 備考 1 「福島県の住民である場合」とは本人がその入学の日の1年前から引き続き福島県の区域内に住所を有する場合又は本人の配偶者若しくは1親等の尊属が本人の入学の日の1年前から引き続き福島県の区域内に住所を有する場合をいい、「福島県の住民でない場合」とはその他の場合をいう（以下同じ。）。
- 2 研究生の授業料は、民法第143条に従って計算した受入期間の月数に月額授業料を乗じた金額とする。ただし、一月に満たない期間については、一月とする。

別表第2（第2条、第4条関係）

区 分		納 入 期 限		納 入 額
入学検定料		入学願書提出の日		全 額
入学料		入学手続の日		全 額
授業料	会津大学のコンピュータ理工学部若しくは大学院又は会津大学短期大学部の一般学生	前期分	5月31日	授業料の年額の2分の1に相当する額
		後期分	11月30日	授業料の年額の2分の1に相当する額
	科目等履修生	入学の日の属する月の末日		全 額
	研究生	入学の日の属する月の末日		全 額
	特別聴講学生	入学の日の属する月の末日		全 額
学位論文審査手数料		審査の申請をする日		全 額

備考 この表の授業料の項納入期限の欄に掲げる日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を納入期限とする。

附 則

- 1 この規程は平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は2023年4月1日から施行する。